令和６年度第１回岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会

議事次第

日　時　令和６年５月３１日（金）午前１０時～
場　所　岐阜市役所　１０階　１０－２会議室

１　開　　会

２　委員長及び副委員長の選任
（１）委員長の選任（１名）
（２）副委員長の選任（１名）

３　委員会設置の趣旨

４　審議の取り扱い

５　報告及び協議事項
（１）岐阜市内全域から３箇所抽出した経緯　資料１
（２）次期最終処分場整備事業全体スケジュール及びＲ６年度スケジュール　資料２
（３）当委員会における評価方法　資料３

６　閉　　会

【配布資料】
議事次第（本紙）
座席表及び委員名簿
岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会規則
資料１　岐阜市内全域から３箇所抽出した経緯
資料２　次期最終処分場整備事業全体スケジュール及びＲ６年度スケジュール
資料３　当委員会における評価方法（案）

≪第１回岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会　座席表及び委員名簿≫

令和６年５月３１日（金）１０:００～
岐阜市役所　10F 10-2会議室

座席表

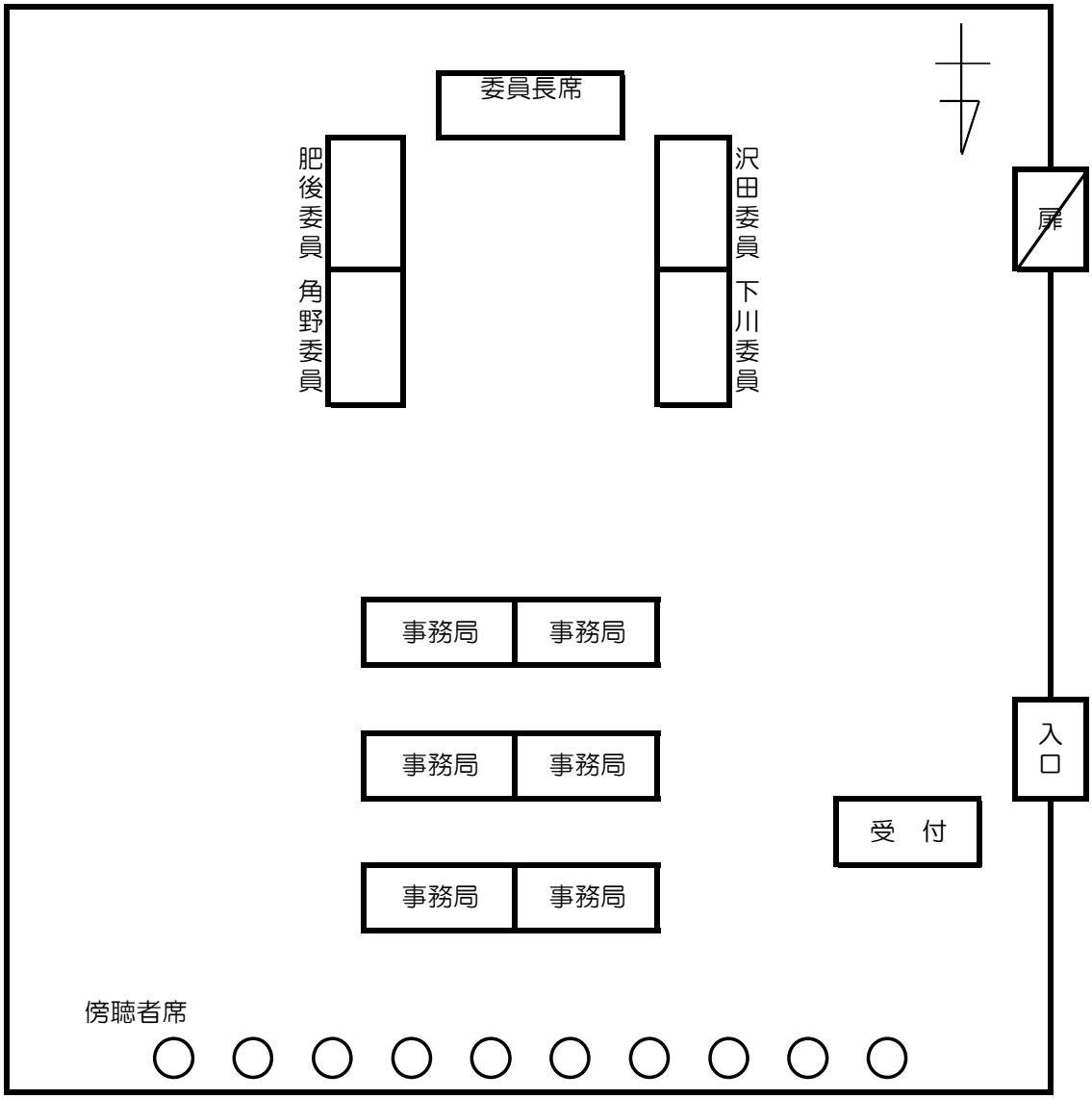

委員名簿

所　属	役　職	氏　名
岐阜大学 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター	教　授	沢田　和秀
岐阜中央森林組合	専務兼支所長	下川　吾朗
岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科	教　授	角野　晴彦
岐阜大学社会システム経営学環	特任教授	肥後　睦輝

（５０音順・敬称略）

○岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会規則

平成28年３月25日

規則第22号

改正　令和６年３月31日規則第11号

（趣旨）

第１条　この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第７号）第３条の規定に基づき、岐阜市一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　各種団体等が推薦する者

(3)　前２号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、環境部環境施設課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年規則第４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第11号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

岐阜市内全域から３箇所抽出した経緯

資料1

1.背景

市北東部の三輪北地区にある大杉一般廃棄物最終処分場は、令和16年頃に埋め立てが完了する見込みです。

一般廃棄物最終処分場は、住民の生活環境を維持する上で必要不可欠な施設ですが、その整備に当たっては候補地の選定や用地の取得に長い期間を要するため、早い時期から次期一般廃棄物最終処分場について検討する必要があります。

このような背景から、岐阜市は令和5年3月に最終処分場の整備に必要な規模やスケジュールなどを整理した「次期一般廃棄物最終処分場基本構想」を策定しました。

令和5年度は、「次期一般廃棄物最終処分場基本構想」に基づき、岐阜市内全域を対象に建設候補地を選定し、段階的に評価を行いました。

2.最終処分場の変遷

	名称	埋立期間	埋立容量	敷地面積
①	佐野 処分場跡地	〔8年〕 S54.4～S62.6	126,227㎥	29,800㎡
②	阿原沖 最終処分場跡地	〔19年〕 S54.4～H10.3	163,000㎥	30,789㎡
③	奥 処分場跡地	〔11年〕 S61.5～H9.3	158,000㎥	40,067㎡
④	北野阿原一般廃棄物 最終処分場	〔17年〕 H7.9～H24.6	283,400㎥	70,930㎡
⑤	大杉一般廃棄物 最終処分場	〔13年目〕 H24.1～	270,000㎥	75,000㎡

3.次期一般廃棄物最終処分場の計画概要

項目	計画	備考
埋立期間	埋立開始から15年間	「廃棄物最終処分場の性能に関する指針（平成14年11月改定）／環境省」に従い15年間と設定
埋立対象物	焼却残渣及び災害廃棄物等	岐阜羽島衛生施設組合の岐阜市分の焼却残渣は除く
計画埋立容量	188,000m^3	
埋立面積	23,500m^2	埋立高8mに設定
敷地面積	約6ha	大杉一般廃棄物最終処分場の埋立面積と敷地面積の割合（2.3倍）を採用

※次期一般廃棄物最終処分場基本構想より

4.建設候補地選定の過程

R4 **次期一般廃棄物最終処分場基本構想を策定**

R5
- **1）建設可能区域図の作成** ← 法規制等を整理し、立地回避区域を設定
- 市内全域を対象
- **2）一次候補地の選定** ← 建設可能区域図を元に建設候補地を選定（必要面積、土地利用を考慮）
- 7箇所
- **3）二次候補地の選定** ← ・現地踏査を実施
・5つの観点から評価を行い、上位3箇所に絞り込む
- 3箇所

R6 **用地選定委員会にて選定** ← これまでの選定経緯の確認を行い、最終建設候補地を選定

5.用地選定委員会スケジュール

用地選定委員会	5月	6月	7月	8月	9月	10月
第1回	■					
第2回		■				
第3回			■			
第4回				■		
第5回					■	
追加協議が必要な場合						┅

岐阜市内全域から３箇所抽出した経緯

6.建設可能区域図と一次選定結果（市内全域⇒7箇所選定）

市内全域を対象に、法規制等を整理し、次期最終処分場の建設が困難な箇所を示す、立地回避区域を設定することで、「建設可能区域図」を作成しました。
本市の中央や南側は、比較的平坦で開けた土地ですが、長良川や木曽川の影響により、大部分は洪水浸水想定地域になっています。そのため、建設可能区域は北側の山間地域に集中する結果となりました。

建設可能区域図から、最終処分場の造成が比較的容易な、谷地、沢筋及び平坦地で6haの確保が可能であることや、空中写真や地形図から、建築物、湖沼及びトンネル等がないことを確認した上で、7箇所選定しました。

一次選定結果

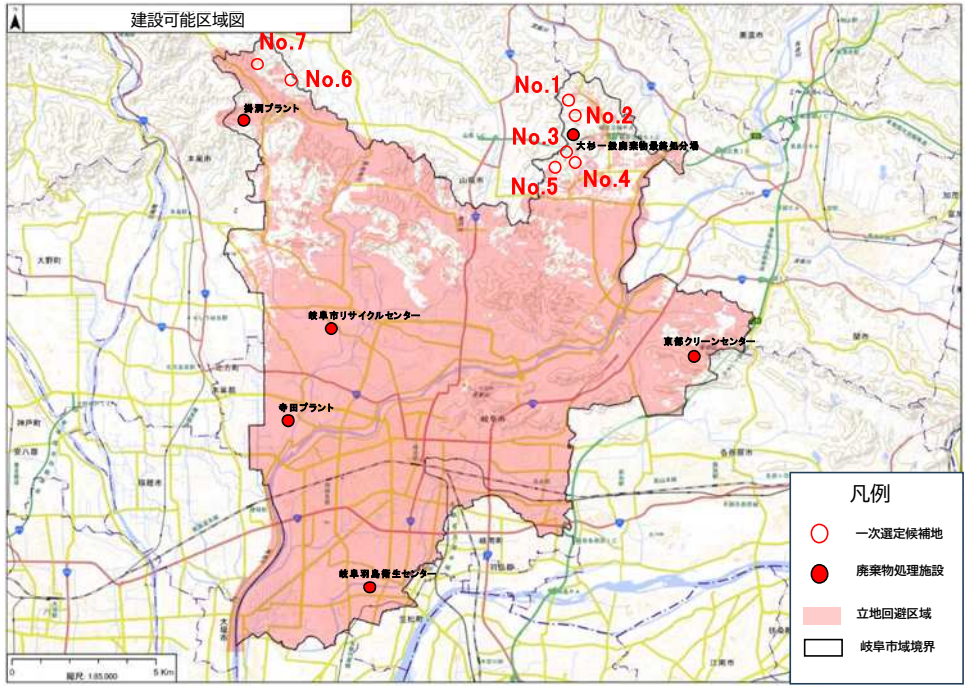

立地回避すべき法規制等

- ・史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）
- ・国有林及び保安林（森林法）
- ・都市公園（都市公園法）
- ・砂防指定地（砂防法）
- ・洪水浸水想定区域（水防法）
- ・ものづくり産業集積地
- ・岐阜薬科大学整備候補地

など

7.二次選定結果（7箇所⇒3箇所選定）

7箇所の建設候補地に対して、現地踏査を実施し、建設候補地やその周辺地域を確認しました。
評価方法は、土地条件、自然条件、環境条件、運搬条件及び経済性の5つの観点から評価項目、評価基準を定め、7箇所の建設候補地を評価しました。その結果、平均点を上回る建設候補地3箇所を選定しました。

二次選定結果

区分	評価項目	候補地						
		1	2	3	4	5	6	7
土地条件	土地利用	◎	◎	△	△	◎	◎	◎
自然条件	地形の状況	◎	△	◎	○	◎	△	◎
	地質の状況	△	△	△	△	△	△	△
	希少動植物の確認状況	○	○	△	○	○	△	○
	自然の改変度	○	○	△	△	○	△	△
	集水面積	○	△	○	◎	△	◎	◎
環境条件	浸出水処理水放流先の状況	○	◎	◎	◎	◎	△	△
	生活環境への影響	◎	◎	◎	△	○	◎	○
運搬条件	運搬効率	◎	◎	◎	◎	◎	△	△
経済性	処分場の建設	○	○	○	○	△	○	○
	搬入道路の建設	○	○	△	◎	◎	○	○
配点合計（平均11.1）		14	12	10	11	13	8	10

評価基準
評価項目については3段階（◎、○、△）による相対評価を行った。
【◎】評価の結果が大きいまたは小さい　評価の結果が他候補地に比べて優れている
【○】評価の結果◎と△の中間　評価の結果が他候補地に比べて優劣が少ない
【△】評価の結果が大きいまたは小さい　評価の結果が他候補地に比べて優れていない

配点　◎：2点、○：1点、△：0点

平均値以上の建設候補地（候補地1,候補地2、候補地5）を用地選定委員会にて、審議する建設候補地としました。

次期最終処分場整備事業全体スケジュール

資料２

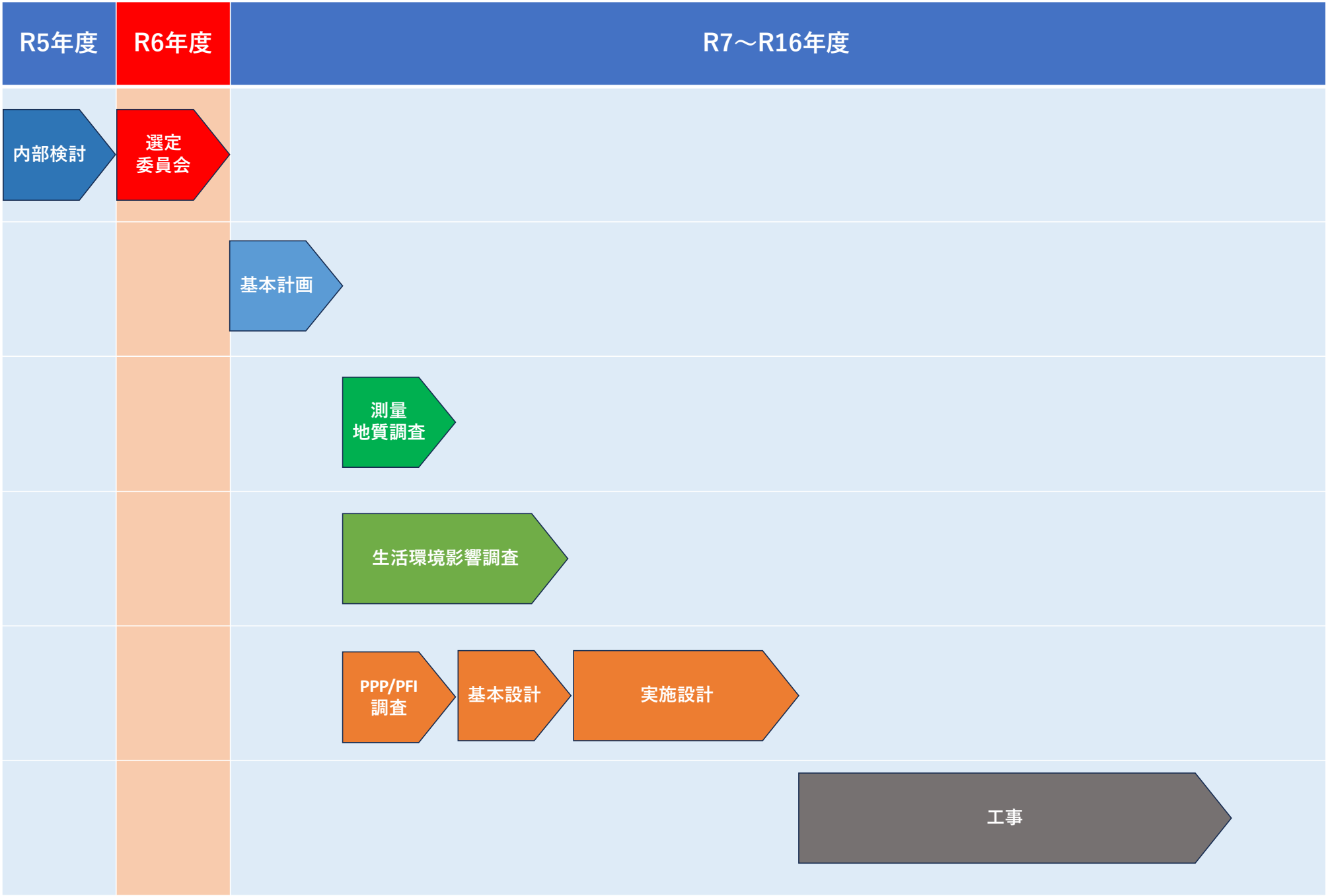

次期最終処分場整備事業R6年度スケジュール

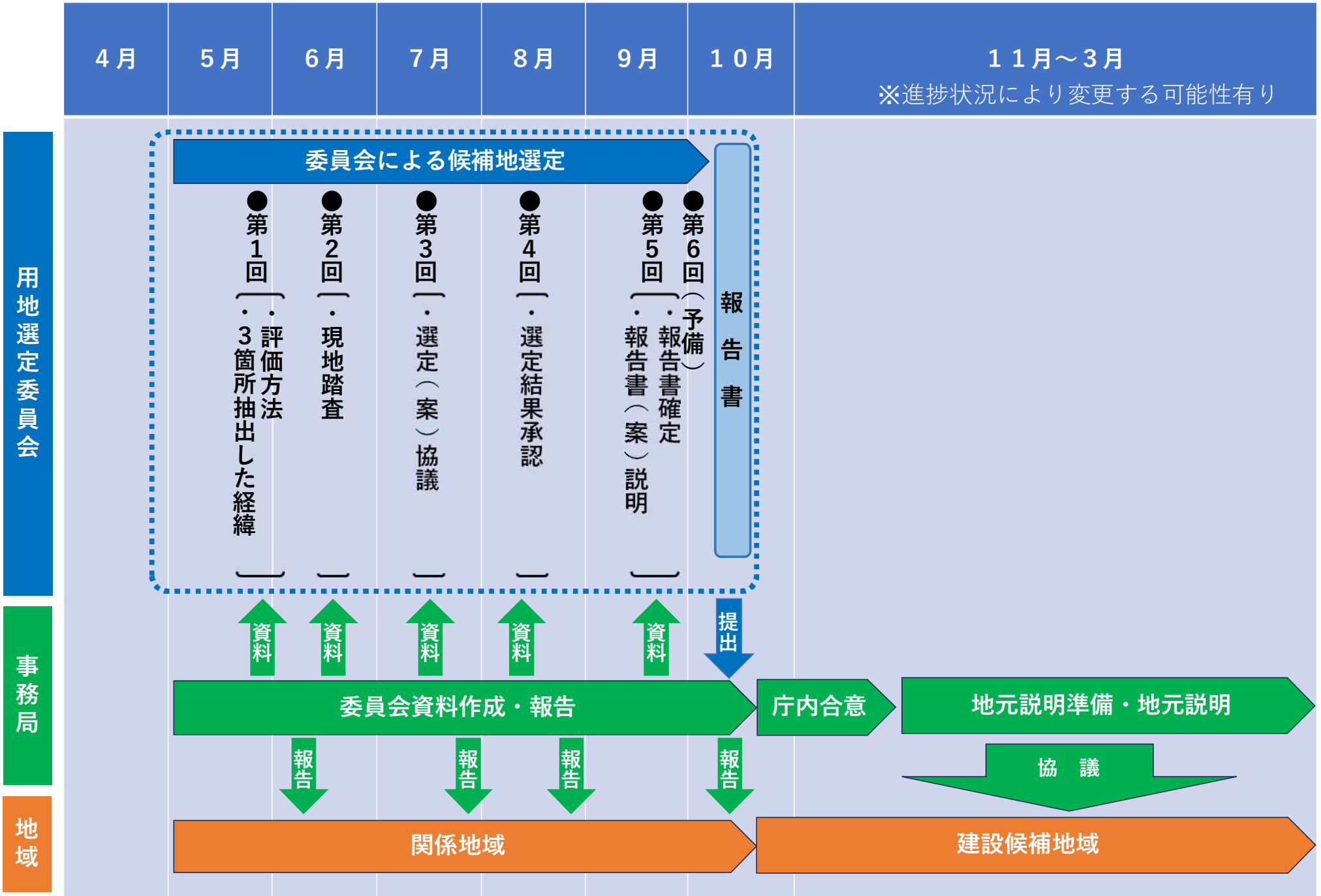

資料３

当委員会における評価方法（案）

1.1　評価方法

各候補地の配置計画図を作成し、より具体的な計画で他の候補地との相対評価を基本とする。

(1) 配置検討

配置検討は、各候補地の配置を比較するため、配置検討用必要面積（表1-1）と配置検討用標準断面図（図1-1）を設定し、同一条件で配置計画図を作成する。必要面積の構成は、最終処分場の中でも重要施設である埋立施設、浸出水処理施設、管理棟、管理道路、搬入道路、防災調整池とする。ただし、今後の地形測量、基本計画策定時等において、詳細な調査を行った際に、条件が変わる可能性がある。

表 1-1　配置検討用必要面積

項　目	必要面積等	備　考
埋立容量	188,000m^{3}を確保できる配置図を作成	埋立高は、林地開発の基準に基づき高さ5mごとに小段を設置 10mを目安に埋立容量を確保できる配置図を作成する
埋立地内法面	1 ：2.0	遮水工の施工性を考慮した勾配に設定
埋立地内小段	高さ５m毎に幅2.0mの小段設置	遮水工の固定工を考慮し設定
外周切土法面	1 ：1.0	道路土工指針に基づく標準法面勾配より安全側に設定
外周盛土法面	1 ：2.0	道路土工指針に基づく標準法面勾配より安全側に設定
外周小段	高さ５m毎に幅1.5m小段設置	道路土工指針に基づく小段幅の平均値
道路幅員	6.0m	道路幅員は、側溝や付帯設備（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ﾌｪﾝｽ等を含む）を考慮し、設定
防災調整池	承認後設定	承認後設定
浸出水処理施設	承認後設定	承認後設定
浸出水調整槽	承認後設定	承認後設定
管理棟	承認後設定	承認後設定

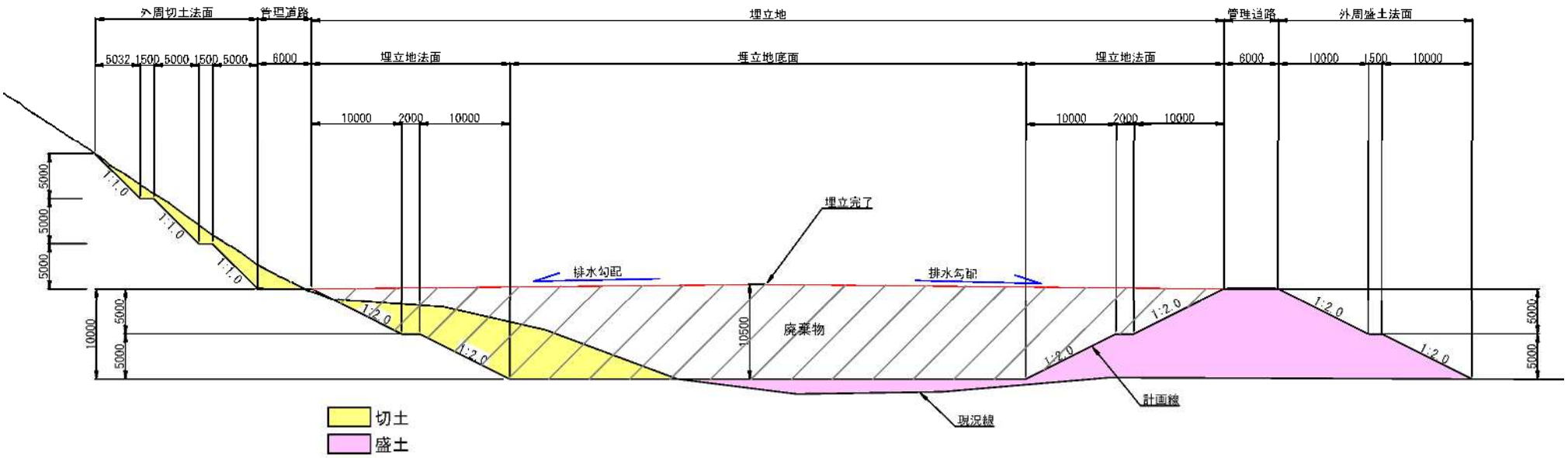

図 1-1　配置検討用標準断面図（イメージ）

1.2　評価基準

３箇所の候補地に対して土地条件、自然条件、環境条件、運搬条件及び経済性の５つの観点から評価項目を設定し、配置計画図を踏まえ、最終処分場を立地するに相応しい候補地であるかを評価する。

表1-2に評価項目及び評価基準を示す。各評価項目の考え方は、1.3 評価項目 を参照。

表 1-2　評価項目及び評価基準

区分	評価項目	評価の基準
土地条件	土地利用	◎：外形上、山林・休耕地等であり、土地利用されていない ○：候補地の一部が、外形上、土地利用されている △：候補地の大半が、外形上、土地利用されている
	土地所有者	◎：公有地 ○：公有私有混合 △：私有地
自然条件	地形の状況	◎：配置計画図及び周辺に崩壊地形が認められない ○：配置計画図の周辺に崩壊地形が認められる △：配置計画内に崩壊地形が認められる
	地質の状況	◎：配置計画図内で軟弱層が存在しない △：配置計画図内に軟弱層が存在する
	希少動植物の確認状況	◎：候補地内及びその周辺において希少動植物が生息・生育する可能性が低い ○：候補地周辺(事業範囲から500mの範囲)において希少動植物が生息・生育する可能性が高い △：候補地内及びその周辺(事業範囲から500mの範囲)において希少動植物が生息・生育する可能性が高い
	自然の改変度	◎：植生自然度の高い植生（自然度7-10）が無く、植生自然度が中（自然度4-6） ～低（自然度1-3）の植生で占められる ○：植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%未満である △：植生自然度の高い植生（自然度7-10）の占める割合が30%以上である
	集水面積	◎：集水面積が優れる（狭い） ○：集水面積が平均値より狭い △：集水面積が平均値以上
環境条件	浸出水処理水放流先の状況	◎：候補地から下水道処理区域までの最短距離が最も短い ○：候補地から下水道処理区域までの最短距離が平均値より短い △：候補地から下水道処理区域までの最短距離が平均値以上
	生活環境への影響	◎：候補地から500 m範囲の建物が最も少ない ○：候補地から500 m範囲の建物が平均値より少ない △：候補地から500 m範囲の建物が平均値以上
	公共施設等 （学校・病院等）との距離	◎：300 m範囲に存在しない △：300 m範囲に存在する
運搬条件	運搬効率	◎：運搬効率が最も優れる ○：運搬効率が平均値より少ない △：運搬効率が平均値以上
経済性	施工性	◎：土量バランスが最も優れる ○：土量バランスが平均値より少ない △：土量バランスが平均値以上
	施設整備費・維持管理費	◎：経済性が最も優れる ○：経済性が平均値より少ない △：経済性が平均値以上

1.3　評価項目

各評価項目の考え方は以下のとおりである。

(1) 土地条件

1) 土地利用

土地利用されている候補地は最終処分場の建設に支障となる場合がある。そこで、土地利用されていない候補地を高く評価する。

2) 土地所有者

配置計画図内で市が所有している公共用地がある候補地を高く評価する（道路や水路は除く）。

(2) 自然条件

1) 地形の状況

各候補地の地形について文献調査及び地形判読の結果から、処分場の整備に対して地形が優れる候補地を高く評価する。

2) 地質の状況

各候補地の地質について文献調査の結果から、処分場の整備に対して地質が優れる候補地を高く評価する。

3) 希少動植物の確認状況

希少動植物（法指定種、絶滅危惧Ⅱ類以上）の生息・生育が確認されていない候補地を高く評価する。

4) 自然の改変度

人工的な改変を受けた植生よりも自然性の高い植生が分布する箇所には、多様な動植物が生息・生育している可能性が高く、植生自然度が高い植生の改変率が高い場合、動植物の良好な生息・生育環境が失われ、自然環境に与える影響は大きくなると考えられる。そこで、植生自然度が低い候補地の点数を高く評価する。

5) 集水面積

集水面積が大きくなるほど、雨水排水設備や防災調整池等の雨水対策の規模も大きくなるため、集水面積が小さい候補地を高く評価する。

(3) 環境条件

1) 浸出水処理水放流先の状況

最終処分場からの処理水を河川に放流することが困難な場合、下水道放流の検討が必要となるため、下水道処理区域までの距離が近い候補地を高く評価する。

2) 生活環境への影響

生活環境へ配慮し、候補地周辺（500m※の範囲）の建物数が少ない候補地を高く評価する。

※ごみ焼却場等を都市計画決定する際の技術的計画標準（旧建設省通達 昭和35年）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、「市街地及び将来市街化の予想される区域から500 m以上離れた場所を選ぶこと」という留意事項が示されていた。そのため、本評価においては、配置計画図より500 mの範囲内の建物数を計測した。

3) 公共施設等（学校・病院等）との距離

公共施設等へ配慮し、候補地周辺（300m※の範囲）の学校・病院等が少ない候補地を高く評価する。

※ごみ焼却場等を都市計画決定する際の技術的計画標準（旧建設省通達 昭和35年）において、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場の位置については、「付近300m 以内に学校、病院等がないこと」という留意事項が示されていた。そのため、本評価においては、配置計画図より300 mの範囲内の学校、病院及び福祉施設の建物数を計測した。

(4) 運搬条件

1) 運搬効率

運搬効率の観点から、廃棄物排出量と廃棄物運搬距離の積が小さい候補地を高く評価する。

(5) 経済性

1) 施工性

施工性の観点から、土量バランス（切土、盛土）が図れる候補地を高く評価する。

2) 施設整備費・維持管理費

施設整備費※1と維持管理費※2について経済性が優れる候補地を高く評価※3する。

※1　施設整備費は、最終処分場の土木工事や搬入道路工事及び浸出水処理施設工事の合計金額とする(用地費は含まない)。

※2　維持管理費は、埋立期間15年と埋立終了から廃棄までの期間を15年と仮定し、浸出水処理施設に係る30年間の維持管理費の合計金額とする。

※3 評価においては、以下に示すとおり埋立容量当たりの単価とした。

経済性の評価　＝（施設整備費 ＋ 維持管理費（30年））÷ 埋立容量 =○○○円/m^3

1.4　評価手法

(1) 評価手法・配点

評価の手法は、定量的評価または定性的評価で候補地ごとに相対評価を行うことを基本とする。評価は以下のとおりとした。

評価の配点は、◎：２点、○：１点、△：０点とした。

○定量的評価項目については３段階（◎、○、△）による相対評価を行った。

【◎】　評価の結果が大きいまたは小さい

【○】　評価の結果◎と△の中間※

【△】　評価の結果が大きいまたは小さい

○定性的評価項目については３段階（◎、○、△）による相対評価を行った。

【◎】　評価の結果が他候補地に比べて優れている

【○】　評価の結果が他候補地に比べて優劣が少ない

【△】　評価の結果が他候補地に比べて優れていない